

一般社団法人九州貸切バス適正化センター 財産管理運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人九州貸切バス適正化センター(以下「この法人」という。)の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(以下「不可欠特定財産」という。)及び法令並びに定款の定めに基づくこの法人の目的である事業を行うために不可欠な財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定めることにより、この法人の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(財産管理責任者)

第2条 会長は、前条に規定する財産の管理の適正を期するため、この法人の職員の中から財産管理責任者を任命し、その管理に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、この規程及び財産管理台帳(別表様式)に基づき、当該財産を管理しなければならない。

第2章 不可欠特定財産の維持管理等

(維持管理)

第3条 会長及び財産管理責任者は、不可欠特定財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2 不可欠特定財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

3 不可欠特定財産は、公益目的保有財産(公益法人認定法第18条第6号、同法施行規則第26条第3号)であり、貸借対照表には基本財産として表示する。

(処分等)

第4条 不可欠特定財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

第3章 基本財産の維持管理等

(構成)

第5条 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 不可欠特定財産

(2) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会において定めた財産(基本財産)

(維持管理)

- 第6条 会長及び財産管理責任者は、前条第2号に定める基本財産(不可欠特定財産を除く。以下同じ。)について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。
- 2 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかななければならない。
 - 3 金融資産としての基本財産の資金運用については、別に定める「資金運用規程」によるものとする。

(処分等)

- 第7条 基本財産は、この法人の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は基本財産から除外することができる。
- 2 前項の場合には、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。

第4章 その他の財産の維持管理等

(維持管理)

- 第8条 その他の財産(不可欠特定財産及び基本財産以外の財産)については、会長は、この規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。
- 2 金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な運用を図るものとする。その資金運用については、別に定める「資金運用規程」によるものとする。
 - 3 その他の財産が管理業務のほかその他必要な業務活動の財源に充てる財産である場合には、貸借対照表及び財産目録においては特定資産として計上し、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを、財産管理台帳において明記しなければならない。

第5章 補則

(委任)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、この法人の財産に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人九州貸切バス適正化センターの設立の登記の日(平成29年4月28日)から施行する。

(別表様式・第2条関係)

財産管理台帳

(土地・建物・備品)(基本財産)

所在地				財産目録上の表示区分	
地目				公益目的事業実施のために保有	公益目的保有財産
用途				公益目的事業を支える収益事業財産	収益事業・管理活動財産
面積	m ²				
取得年月日	. .			不可欠特定財産	公益目的保有財産
登記年月日	. .				
取得価額				その他記載事項	
償却方法					
耐用年数	年				
減価償却額	当期	累計	帳簿価額		
	円	円	円		

(基金・有価証券・定期預金等)(基本財産・その他の財産)

取得価格	円		内 訳	
取得年月日	. .			
銘柄				
財産目録上の表示区分				
公益目的事業に 果実を充当	公益目的保有財産			
単に公益目的とのみ 定款で定め積み立て ているもの	遊休財産		その他記載事項	

- (注) 1. この様式は、参考的なものであり、各法人の保有する財産の種類に適合するように様式を決めて、管理することが望ましい。
 2. 現在、財産管理台帳を持っている法人にあっては、これを修正などして使用することで差し支えない。
 3. 特定資産の管理についても、これに準ずる管理台帳を作成して行うことが望ましい。